

奈良先端科学技術大学院大学科目等履修生規程

平成16年4月1日
規程第 26 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号。第4条第2項及び第11条において「学則」という。）第68条第2項に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（第3条及び第4条第2項において「本学」という。）における科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(許可)

第2条 科目等履修生として入学を志願する者があるときは、教授会において選考の上、研究科長が入学を許可する。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると研究科において認めた者
- (2) 高等専門学校の特攻科に在籍する学生であって、本学と高等専門学校が協定等に基づき実施する連携教育プログラム（次条において「高専－大学院連携教育プログラム」という。）により教育研究指導を受けるもの

(高専－大学院連携教育プログラム)

第3条の2 高専－大学院連携教育プログラムの科目等履修生に関する出願手続並びに検定料、入学料及び授業料については、別に定める。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書（所定様式）
 - (2) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (3) 写真2枚
- 2 他の大学院、外国の大学院、民間企業、研究機関等と連携して実施する教育プログラム（第9条第4項において「連携教育プログラム」という。）、高専連携教育プログラム及び学則第73条第1項の規定に基づき、本学において特別の課程として編成される履修証明を行うプログラム（第9条第4項において「履修証明プログラム」という。）の授業科目の履修に係る検定料について、学長が徴収しないことが適当であると認めた場合は、前項の規定にかかわらず

ず、当該検定料を徴収しない。

- 3 外国人にあつては、第1項に規定する書類のほか、在留カード（両面）の写しを提出しなければならない。ただし、願出の時に国内に在留していない者は、入学後に提出するものとする。

（入学の時期）

第5条 入学の時期は、学期の始めとする。

（在学期間）

第6条 在学期間は、1年以内とする。ただし、本人の願出があつた場合は、教授会の議を経て、研究科長が1年に限り在学期間を延長することができる。

（履修科目等）

第7条 科目等履修生が履修できる授業科目は、原則として講義によって行う科目のみとする。

（単位修得証明書の交付）

第8条 履修科目について、単位修得証明書を必要とするときは、これを交付する。

（授業料等）

第9条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料（第5項において「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

検定料 9,800円

入学料 28,200円

授業料 14,800円（1単位当たり）

- 2 入学料は、所定の期日までに納付しなければならない。
- 3 授業料は、春学期に係る履修科目については4月に、秋学期に係る履修科目については10月に納付しなければならない。
- 4 連携教育プログラム及び履修証明プログラムの授業科目の履修に係る入学料及び授業料について、学長が徴収しないことが適当であると認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、当該入学料及び授業料を徴収しない。
- 5 納付した授業料等は、返還しない。

（退学）

第10条 科目等履修生が在学期間中に退学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

（準用）

第11条 学則その他学生に関する規定は、科目等履修生について準用する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。